

中小企業政策審議会 小規模企業基本政策小委員会（第一回）  
議事要旨

日時 : 平成 25 年 9 月 27 日（金）14 : 30～17 : 00  
場所 : 経済産業省本館 17 階第一特別会議室  
出席者 : 石澤委員長、門野委員、川田委員、寒郡委員、小出委員、澁谷委員代理石毛氏、諏訪委員、高橋委員、高原委員、堤委員、鶴田委員、中村委員、西村委員、松島委員、三神委員  
茂木大臣、平大臣政務官  
北川中小企業庁長官、横田次長、矢島経営支援部長、松永事業環境部長、三又参事官、桜町小規模企業振興制度改正審議室長、蓮井企画課長、鈴木小規模企業政策室長、早田調査室長  
議題 : 小規模事業者の現状と課題について  
議事概要 :

1. 茂木大臣から挨拶
2. 事務局（矢島経営支援部長）から「資料 2. 委員名簿」、「資料 3. 諮問文」を用いて、諮問、小委員会の設置、委員の選任及び委員長の選任について説明
3. 石澤委員長から挨拶
4. 事務局（矢島経営支援部長）から「資料 4. 会議の公開について（案）」を説明。異議無し。
5. 事務局（桜町小規模企業振興制度改正審議室長）から「資料 5. 小規模事業者の現状と課題について」を説明
6. 各委員からの御意見：以下の通り（発言者の確認をとったものではありません）

【小規模事業者の類型化】

- 小規模事業者を地域密着型、成長志向型等に分類し、それぞれの類型に応じた施策が必要。
- 世界を見据え広域展開を目指す事業者と地域で事業を行う事業者の 2 類型に分類され、それぞれ各成長ステージに応じた施策が必要。
- 特に女性や若者の事業者では、世界一の企業を目指すより、自分の生活する地域や家族の側で働きながら事業を行いたいと考えている者も多い。
- 小規模事業者でも個人事業者は、規模の拡大ではなく、サービスの質を高度化し、販売単価の向上を目指していたりする。
- 小規模事業者を無理に一定の分類に割り振ろうとするのではなく、直面する課題に応じて類型化すべき。

【経営課題と必要な施策】

- 施策を利用する側からは、同一の施策が継続した方が利用しやすい。

- ヨーロッパでは、商工会が事業者に資本を注入する仕組みがある。日本では、計画認定等に基づく補助金が安直に使われている。
- 事業者が直面している課題の多くはいかに売上げを伸ばすかである。
- 国の補助による専門家派遣の上限回数を3回より増やすべき。
- 小規模事業者が中規模に成長したととたんに施策を受けられなくなることがないよう、発展段階に応じた切れ目のない支援策が必要。
- 中小企業支援センターが小規模事業者向けに設備を貸与するなど、設備導入に対する支援が必要。
- 大企業からの受注減により、小規模事業者も自ら製品を開発して特許を取得する必要があるが、特許出願にかかる費用は高額。
- 小規模事業者の外部委託を促すような施策、例えば職能就業団体によるエージェント業務の契約支援を行う等により、事業者の機能付加を促す施策が効果的。
- 個人事業者や特に従業員規模の小さい企業にとって、後継者不在が大きな課題。
- 小規模事業者による雇用を維持するため、創業・起業支援のみならず事業の継続を支援する必要。例えば、継承した事業を継続した場合に税率を下げること。
- 新しいタイプの小規模事業者に法律が対応できていない。例えば、雇用者と従業員との対立構造を前提とした労働基準法は、柔軟な働き方の足かせになっている。

#### 【支援体制】

- コンサルティング業務は成果・結果を出すことが重要。結果が出れば多くの事業者が訪れる。
- 中央会、商工会、商工会議所、商店街振興組合などの支援機関は、直面する課題に応じて活用すべき。
- 小規模事業者に対して支援機関のデータベースや情報提供が必要。欧米では、シンクタンクがそのような役割を担っている。
- 商工会は若い人が行きづらい雰囲気があり、世代間バランスをとることが必要。
- 小規模企業が競争するには、3~5社で連携する必要がある、支援機関による仲介を期待する。
- 国は都道府県・市町村と連携して施策を実施する必要。国と地方公共団体は、産業政策担当のトップ同士で会談を行う等による連携強化が必要。

7. 平大臣政務官から挨拶

8. 事務局（矢島経営支援部長）から「資料6. 今後の検討予定について」を説明